

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月16日（平成29年（行個）諮問第9号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（行個）答申第107号）

事件名：本人の厚生年金保険に係る審査請求に関して保有する文書の利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年特定月日付特定文書番号における開示の決定に基づき開示した保有個人情報のうち、平成26年特定月日A付、特定法人Bの人事部長名で作成され、本人あて連絡された「貴殿の平成26年特定月日C付書簡ならびに平成26年特定月日D付書簡に対するご回答等について、次のとおりご連絡致します。」から始まる文書。」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、近畿厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月21日付け近厚発第0721第17号により行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) はじめに

第2において、略語等は、本文中に示すもののほか次のとおりである。

「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律

「社保審査法」：社会保険審査官及び社会保険審査会法。ただし、平成26年法律第69号による改正前のもの

「社保審査官」：社会保険審査官

「年金機構」：日本年金機構

「厚年法」：厚生年金保険法

「行個法の解説」：総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（平成17年）

「個人情報保護法の解説」：個人情報保護法制研究会ほか著『個人

情報保護法の解説（改訂版）』（平成17年）

本件利用停止請求において、利用停止を求める後記（2）ア掲記の保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、行政機関により、違法に、取得、保有、利用及び提供されているものであり、又は、提供される可能性があるものである。

しかし、違法であっても、審査請求人が利用の停止、消去及び提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求しない限り是正されない。

それ故、本件対象保有個人情報について、利用停止請求を行わざるを得なくなったものである。

（2）本件対象保有個人情報及び本件対象文書等について

ア 概要

本件対象保有個人情報は、後記イの文書（以下、第2において「本件対象文書」という。）に記載された審査請求人の個人情報である。

そして、本件対象文書は、審査請求人の勤務先である特定法人Bが厚生年金保険に係る申請のために年金機構（年金事務所）に提出し、その後、年金機構が社保審査官に提出したものである。すなわち本件対象文書は、元々は、審査請求人の厚生年金保険に関する資格喪失の取消並びに平成15年9月から平成26年8月までの期間の標準報酬月額及び平成14年12月から平成25年12月までの期間の標準賞与額等について遡及して訂正を求める申請（以下「本件遡及申請」という。また、これら2つの期間を総称して「本件遡及申請対象期間」という。）のために、特定法人Bが年金機構に提出したものである。そして、本件遡及申請に対する年金機構の決定処分が違法かつ、不当なものであったため、審査請求人が社保審査官に対し審査請求（以下、第2において「本件社保審査請求」という。）を行ったところ、年金機構が、社保審査官に対し本件対象文書を提出したのである。

また、本件対象文書は、全てが審査請求人に関する情報であり、全てが本件利用停止請求の対象なので、本件対象文書そのものが本件対象保有個人情報に当たるものということになる。故に、例えば、「本件対象文書の提出」は「本件対象保有個人情報の提供」と同義である。

イ 本件対象文書

文書作成日：平成26年特定月日A

作成名義：特定法人Bの人事部長E（氏）

宛 名：審査請求人

文書の表題：記載なし。

摘要・備考：「貴殿の平成26年特定月日C付書簡ならびに平成26年特定月日D付書簡に対するご回答等について、次のとおりご連絡致します。」から始まる文書。

ウ 本件対象文書の内容について

(ア) はじめに

本件対象文書、つまり、本件対象保有個人情報、前記アのとおり、本件遡及申請及び本件社保審査請求のために提出ないし提供されたものである。

そして、1項から7項までで構成され、計算書が添付されたものであり、審査請求人の個人情報に当たるものである。

しかし、本件対象文書（つまり、本件対象保有個人情報）は、本件遡及申請の決定処分及び本件社保審査請求の審理（審議・決定）に、関係するものではない。すなわち、本件対象文書（本件対象保有個人情報）は、本件遡及申請の決定処分及び本件社保審査請求の審理（審議・決定）に影響を及ぼすものではない。

(イ) 1項について

厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬」という。）は、労働の対償として受けたものから算定されるものであり（厚年法3条、21条、23条及び24条）、損害賠償金から算定されるものではない。

しかるところ、本件対象文書の1項の記載内容は、大要、賃金相当損害金及び賞与相当損害金等を支払うという内容である。つまり、損害賠償金を支払うという内容である。

したがって、本件対象文書の1項の記載内容は、標準報酬などの訂正等の求めに対する処分に、すなわち、本件遡及申請に対する決定処分及び本件社保審査請求に対する審理（審議・決定）に、そもそも、影響を及ぼすものではない。つまり、それらに関するものではない。

(ウ) 3項について

a はじめに

本件対象文書の3項の記載内容は、本件遡及申請の決定処分及び本件社保審査請求の審理（審議・決定）に、影響を及ぼすものではなく、それらに関するものではない。

b 本論

当該3項の記載内容は、平成26年4月及び5月の年次有給休暇に関するものである。この点、確かに、それらの月の年次有給休暇、ないし、同休暇に対する給与は、標準報酬月額に影響を及ぼす可能性はある。

ただし、仮に影響を及ぼすとしても、同年9月以降の標準報酬月額に対して影響を及ぼすに過ぎない。その理由は、以下のとおりである。すなわち、標準報酬月額の決定方法には定時決定と随時改定がある。まず、定時決定については、基本的に毎年4月から6月までの報酬に基づきその年の9月以降の標準報酬月額が決定されるものである（厚年法21条）。次に、随時改定については、基本給等の変更後、変更月を含めた3か月間の報酬月額の平均が現行のものとは比べ2等級以上変動した場合に行われることになっている（厚年法23条等）ところ、審査請求人の勤務先である特定法人Bの基本給等の変更は7月であるから、4月及び5月の年次有給休暇は、随時改定に影響を及ぼすことはない（ちなみに、7月に基本給等が変更され、随時改定があった場合、標準報酬月額が改定されるのは、10月ということになる）。故に、平成26年4月及び5月の年次有給休暇に関するものである本件対象文書の3項の記載内容が、仮に影響を及ぼすとしても、同年9月以降の標準報酬月額に対して影響を及ぼすに過ぎないということになる。

しかるところ、本件遡及申請及び本件社保審査請求は、同年8月までの標準報酬を対象としている。

#### c 結論

したがって、本件対象文書は、本件遡及申請の決定処分及び本件社保審査請求の審理（審議・決定）に、影響を及ぼすものではないといえる。つまり、本件対象文書は、それらに関するものではないのである。

なお、上記を換言すれば、特定法人Bは、同年8月までの標準報酬の訂正等を求めるために、その翌月以降の標準報酬に対して影響を及ぼす可能性があるに過ぎない内容、つまり、同年8月までの標準報酬の訂正には何ら影響を及ぼすことのない内容（この点、その内容が、個人情報であるということ忘れてはならない。）を記載した本件対象文書を第三者へ提出した、ということである。また、年金機構から社保審査官への提出についても、目的は別として、同様のことがいえる。

#### (エ) その他の項目について

本件対象文書の2項、4項、5項、6項及び7項は、本件遡及申請の決定処分及び本件社保審査請求の審理（審議・決定）に、影響を及ぼす内容ではなく、関係しないことは、明白であり、詳述するまでもないことである。同文書の計算書についても同様である。

#### (オ) 小括

本件対象文書（つまり、本件対象保有個人情報）は、特定法人Bが、本件遡及申請のために年金機構に提出し、さらに、年金機構が、本件社保審査請求に関し社保審査官に提出したものであるが、その内容は全て、同申請の決定処分及び同請求の審理（審議・決定）に、影響を及ぼすものではなく、関係するものではない。

（カ）付言

なお、本件対象文書の記載内容には、以下のとおり、事実とは異なる部分又は誤解が生じかねない部分がある。

a 1項の「平成26年3月18日に貴殿より復職の申出を受け」との記載について

標記は、審査請求人が行った復職の申出を、特定法人Bが、あたかも、平成26年3月18日に初めて受けたかのような記載であるが、正確ではない。

特定法人Bが平成26年3月18日に審査請求人から受けた復職の申出は、正しくは、審査請求人が、あらためて行ったものである。

この点、訴訟で、不当な退職取扱い（要するに不当解雇）を争っているのであるから、復職の申出は、その訴訟の間、常に行っている状態であり、特定法人F及びその承継会社である特定法人Bが拒否していた状態が続いていた、というのが正しい見方である。

敗訴しておきながら、特定法人Bが、復職に関して審査請求人に何ら連絡してこないのに、審査請求人から連絡したに過ぎない。

b 1項の「今回貴殿より、本件判決に基づき認められるとされる請求」との記載について

審査請求人は、「判決に基づき認められる」などと主張していない。同判決は、企業年金拠出金を除いて、最終弁論日までしか認定していないので、その翌日以降分について、同判決の内容を参考にして請求したものである。なお、特定法人Bの主張には、事実誤認、誤解若しくは曲解を前提としたもの、又は、誤解を生じかねないものが、少なからず存在するので、注意が必要である。

c 1項の「別紙計算書のとおり賃金相当損害金、賞与相当損害金、家賃等相当損害金、企業年金拠出金についてお支払いします」との記載について

標記のとおり、特定法人Bは「別紙計算書のとおり・・・お支払いします。」と通知してきたが、特定法人Bは、支払っていない。

ない。この点、特定法人Bは、その後、相殺をした後の金額を支払うなどと、違法な相殺の条件を一方向的に付加している。

d 2項の「賃金の移行方法については、既にご説明したとおりです。」との記載について

あたかも、説明したかのような書きぶりである。しかし、審査請求人は、賃金の移行方法について、繰り返し求めているが、特定法人Bから、就業規則等に基づいた合理的な説明を、今日まで一度も受けていない。

e 3項の「貴殿は、年次有給休暇の付与について、当社の就業規則の内容が分からないとして、全ての就業規則の送付を要望されていますが・・・」との記載について

標記の背景として、使用者である特定法人Bには労働条件等について説明義務があるところ、労働条件に当たる年次有給休暇について、特定法人Bが不当に少ない残日数を通知してきたため、審査請求人がその根拠を質問したところ、特定法人Bが就業規則を根拠に説明したので、就業規則の送付を求めたという経緯がある。

要するに、特定法人Bは、根拠を示さないなど、自身の説明義務を十分に履行せず、それを棚に上げて、審査請求人に対し主張しているのである。

f 7項の「職場復帰に向けた準備を速やかに進めたく」との記載について

あたかも、審査請求人のおかれた立場を慮っているかのようであるが、実態は逆である。すなわち、“特定法人Bの主張どおり速やかに進めたい”というのが真意であると理解せざるを得ない実態である。

この点、特定法人Bは、違法な内容（例えば、前記ウの違法な相殺。）であっても、主張を一切、改めようとしなない。また、その後、分かることであるが、特定法人Bは、審査請求人の不就業を、特定法人C（その承継会社が特定法人Bである。）の不当な退職取扱い（要するに不当解雇である。）等が原因であるにもかかわらず、復職に当たっても、審査請求人に原因があるとの前提で、各種の対応を行っているのである。さらに、そのような前提のため、労働条件等についても合理的な説明ができず、説明義務を十分に果たせていないのである。

したがって、「職場復帰に向けた準備を速やかに進めたい」とは、実態としては、特定法人Bの主張を審査請求人に速やかに了解させたい、ということであり、審査請求人の立場を慮って

のことであるとは、到底、いえるものではないのである。

(キ) 本件対象文書の内容に関するまとめ

本件対象文書は、事実とは異なる記載や誤解が生じかねない記載が少なからず存在し、また、特定法人Bの一方的な主張を記載した文書であるから、本件遡及申請という公的な手続きのために提出すること自体が問題であるが、それは別としても、本件対象文書（つまり、本件対象保有個人情報）は、同申請に対する決定処分及び本件社保審査請求に対する審理（審議・決定）に、何ら影響を及ぼさないものである。つまり、全く関係がないものである。

(3) 審査請求人の保有個人情報利用停止請求の理由

ア はじめに（理由の骨子）

本件対象保有個人情報は、法36条1項1号及び2号に該当する。そして、法38条本文に該当するが、ただし書には該当しない。したがって、行政機関の長は、本件対象保有個人情報の利用停止（利用の停止、消去及び提供の停止）をしなければならない。

すなわち、まず、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②法3条2項の規定に違反して保有されており、③法8条1項及び2項の規定に違反して利用及び提供されており、又は、提供される可能性があるため、法36条1項に該当するものであるといえる。また、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を請求することができる。

次に、行政機関の長が負担する、保有個人情報の利用停止義務を、法38条が規定するところ、本件利用停止請求に関し、同条の本文に該当するが、ただし書には該当しない。

したがって、行政機関の長は、本件対象保有個人情報の利用停止をしなければならない。

イ 法36条1項1号の「適法に取得されたものでない」ときについて（ア）はじめに

後記（イ）で述べるとおり、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであり、ひいては、行政機関の長が利用停止をしなければならないものである。そして、このことは、視点を変えて考察すれば、より一層明らかとなる。すなわち、本件対象保有個人情報について、行政機関等（年金機構及び社保審査官）の側から見ると個人情報の「取得」ということになり、後記（イ）で述べることは、いうなれば、この「取得」という

視点からの考察である。他方、その情報の元々の出どころ（特定法人B）の側から見ると個人情報の「提供」ということになるが、この「提供」という視点から考察すると、本件対象保有個人情報を利用停止をしなければならないものであることは、より一層明らかとなる。そこで、後記（ウ）において、この「取得」という視点から考察する。

（イ）「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであることについて（本件対象保有個人情報の「取得」という観点からの考察）

a はじめに

個人情報が適法に取得されたものといえるのは、社会保険審査請求事件においては、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合である。

しかるに、本件対象保有個人情報の取得は、その場合には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであり、ひいては、利用停止をしなければならないものである（法36条1項柱書き、法38条）。

b 総論

（a）「適法に取得されたもの」の基本的な考え方

個人情報が「適法に取得されたもの」といえるのは、社会保険審査請求事件においては、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合である。

この点、確かに、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」については、文献（『行個法の解説』161頁）によると、「例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。」と解釈されている。

しかし、そのような場合だけとは限らない。なぜなら、法文の「適法に取得されたものでないとき」とは、「『適法に取得されたもの』でないとき」ということだからである。つまり、



『適法に取得されたもの』であるか否か、が基準となるのである。そして、その『適法に取得されたもの』については、個人情報保護という法の精神及び個人の権利利益の保護という法の目的に照らし、「法に基づいて取得されたもの」と解することが相当である。したがって、「適法に取得されたものでないとき」とは、「法に基づいて取得されたものでないとき」（＝「『法に基づいて取得されたもの』でないとき」）という意味であると解されるのである。

ところで、「適法に取得されたもの」つまり「法に基づいて取得されたもの」を検討するに、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社会保険審査請求事件においては、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合である。

この点、まず、同法9条2項に関しては、同条項は、要旨、「年金機構等は事件につき意見を述べることができる」と規定するものであるが、同条項に基づいて、年金機構等が事件につき意見を述べた場合において、その意見に個人情報が含まれていたときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

次に、同法11条に関しては、同条に基づく処分を行った場合において、すなわち、審理を行うため必要があるときに社保審査官が行うことができるとされている参考人（利害関係人等）に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること（同条1項1号）、文書等の所有者等に対しその提出を命じること等（同項2号）、並びに、事業主及び従業員その他の関係人への質問等（同項4号）などを行った場合において、その処分を受けて提出等された意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

したがって、社会保険審査請求事件において、個人情報が、「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等（以下、これらを「提出文書等」という場合がある。）に個人情報が含まれていた場合である。他方、その場合に該当しない場合、当該個人情報は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取

得されたものでないとき」に該当するものということになる。

(b) 「適法に取得されたもの」についての考え方に関する留意点

なお、年金機構等からの提出文書等が、一見、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等されたものに見えたとしても、その内容が、同法の趣旨に沿ったものであるといえない場合、当該の提出文書等については、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に該当しないものとして取り扱うべきである。

なぜなら、当該の提出文書等について、その内容が社保審査法の趣旨に沿ったものであるといえない場合は、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等であると、真にいえるものではないからである。また、上記のように取り扱わなければ、個人情報の保護という法の精神ひいては個人の権利利益の保護という法の目的は達成できないからである。

したがって、一見、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に該当するよう見えたとしても、その内容が法の趣旨に沿ったものであるといえない場合において、その提出文書等に個人情報が含まれていたときは、当該保有個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものといわなければならない。

さて、上記の「法の趣旨に沿ったものであるといえない場合」については、次のとおりである。

すなわち、まず、同法9条2項に関しては、「事件につき」といえない意見である場合は、当然、法の趣旨に沿ったものであるといえない場合ということになるが、その他にも、例えば、利害関係人の利害（ただし、当該の社会保険審査請求で求める請求内容の範囲内に関しての利害）や当該審査請求に影響を及ぼす可能性があるとはいえない意見である場合、当該審査請求の原処分の正当性を述べるものではない意見の場合、又は、原処分の内容が、より適法・適正なものとなることに資するとはいえない意見の場合は、法の趣旨に沿ったものであるといえない場合に当たり、真に、同条項に基づいた意見とはいえない。

次に、同法11条に関しては、質問等されていないことに言

及した回答等である場合、及び、社会保険審査請求事件の審理（審議・決定）に必要とはいえないものが提出等された場合については、法の趣旨に沿ったものであるとはいえない場合に当たり、真に、同条の質問等に対する回答等とはいえない。

c 本件へのあてはめ

(a) 「適法に取得されたものでないとき」に該当するものであることについて

個人情報「適法に取得されたもの」といえるのは、社会保険審査請求事件においては、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合である。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、前記(2)のとおり、本件対象文書に記載されたものであり、同文書が、年金機構に提出されたことにより年金機構に取得され、さらに、年金機構から社保審査官に提出されたことにより社保審査官に取得されたものであるが、本件対象文書は、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等には該当しないものであり、さらに言えば、それらに關係する文書でもない。

したがって、本件対象保有個人情報は、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合であるとはいえない。

よって、本件対象保有個人情報は、「適法に取得されたもの」とはいえず、法36条1項の「適法に取得されたものでないとき」に該当する。

(b) 「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものであることについて

本件対象保有個人情報は、前記(a)のとおり、「適法に取得されたもの」とはいえず、法36条1項の「適法に取得されたものでないとき」に該当する。

この点、仮にそうではないとしても、本件対象保有個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

なぜなら、本件対象文書の内容が、法の趣旨に沿ったもので

あるとはいえないからである。

すなわち、まず、本件対象文書は、一見、社保審査法9条2項に基づいた意見又はそれに関係する文書のように見えるかも知れない。しかし、その内容は、年金機構が担当した決定処分  
の正当性を述べる内容ではなく、また、それに資する内容でもない。そして、本件社保審査請求ないし本件遡及申請で求める内容の範囲内に関しての利害関係人の利害に、さらには本件社保審査請求に、影響を及ぼす可能性があるなどともいえない内容である。それ故、本件対象文書は、法の趣旨に沿ったものであるとはいえないものである（前記b（b）参照）。したがって、本件対象文書は、真に同条項に基づいたといえる意見又はそれに関係する文書であるとはいえない。

次に、本件対象文書は、一見、同法11条に基づく処分を受けて提出等された、意見、報告、回答又は文書等のように見えるかも知れない。しかし、本件社保審査請求の審理（審議・決定）に必要とはいえない内容である（なお、さらに言えば、そもそも、年金機構が担当した決定処分にさえ必要とはいえない内容である。）。それ故、本件対象文書は、法の趣旨に沿ったものであるとはいえないものである（前記b（b）参照）。したがって、本件対象文書は、真に同条に基づく処分を受けて提出等された、意見、報告、回答又は文書等であるとはいえない。

そして、本件対象保有個人情報、本件対象文書に、すなわち、上記のとおり、法の趣旨に沿ったものであるとはいえない文書に、個人情報が記載されていたことにより取得されたものである。

よって、本件対象保有個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

(c) 付言

i 年金機構による本件対象保有個人情報の保有及び提供が違法なものであることについて

なお、本件対象保有個人情報は、特定法人Bが同情報を記載した本件対象文書を提出したことにより年金機構が保有することとなったものであり、また、年金機構が、社保審査官へ、同文書を提出することにより同情報を提供したものであるが、年金機構の同保有及び同提供は違法なものである。

なぜなら、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律3条2項が、「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と規定し、年金機構は同法の規制対象となるところ、本件対象保有個人情報は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えたものであるにもかかわらず、年金機構が保有しているからであり、ひいては、違法に保有しているがために提供することとなったからである。

すなわち、年金機構における本件対象保有個人情報の利用の目的は、本件遡及申請（すなわち、厚生年金保険の標準報酬等の訂正等を求める申請）に対する決定処分に係る事務に利用するためである。しかし、本件対象保有個人情報は、標準報酬等の訂正等に影響を及ぼすものではないから、本件遡及申請の決定処分に係る事務には必要のないものであるといえる。したがって、本件対象保有個人情報は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えたものであるから、それを保有することは違法なものであるといわなければならない。そして、年金機構から社保審査官への本件対象個人情報の提供については、保有していなければ提供などもあり得ず、保有が違法である以上、提供も違法であるという他ない。

ii 年金機構が行うべき対応とそれが行われなかったこと等について

さらに、個人情報の保護という同法の問題及び個人の権利利益の保護という同法の目的に鑑みれば、年金機構は、本件対象保有個人情報が、本件遡及申請に対する決定処分に係る事務に必要な範囲を超えたものであるのか否かを、遅くとも、同事務が終了するまでには判断する必要があったといわなければならない。そして、同判断を行っていけば、本件対象保有個人情報について、上記の必要な範囲を超えたものであることは、容易に認識し得たのであり、それ故、保有の解消が行われ、つまり、消去などが行われ、ひいては、年金機構から社保審査官へ提供されることなどもなかったといえる。

また、上記判断を怠ったとしても、年金機構は、本件社保審査請求に係る審査請求書を受け取っているのであるから、当然、その時点で同請求の内容が厚生年金保険の標準報酬に関するものであることを認識したといえる。そうすると、年金機構は、本件対象保有個人情報の記載のある本件対象文書の内容が、標準報酬月額等に影響を及ぼすものではないこと、すなわち、本件社保審査請求の審理（審議・決定）に、また、

少なくとも、上記のとおり、同機構における決定処分に、必要な範囲を超えたものであることに、気づくことができたといえ、それ故、消去などが行われ、提供されることもなかったといえる。

### iii 結論

上記のとおり、本件対象保有個人情報について、年金機構による保有及び提供は違法なものである。

そして、年金機構が漫然と違法な保有及び提供をしたことにより、社保審査官が本件対象保有個人情報を取得するに至ったのである。

万が一、年金機構において、個人情報の違法な保有及び提供が、上記と同じく漫然と行われているのであれば、年金機構の個人情報を取り扱う資格について疑問を呈せざるを得ないゆゆしきことであると言わなければならない。

### d まとめ

個人情報が適法に取得されたものといえるのは、社会保険審査請求事件においては、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、個人情報が取得された場合である。

また、一見、上記の場合に見えたとしても、提出等された、意見、報告、回答又は文書等の内容が、同法の趣旨に沿ったものであるといえない場合において、その提出文書等に個人情報が含まれていたときは、当該個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、本件対象文書に個人情報が記載されていたことにより取得されたものであるが、本件対象文書は、同法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて提出等された、意見、報告、回答又は文書等に該当するものではない。故に、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものとはいえず、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当する。

また、仮に、そうではないとしても、本件対象文書の内容は、社保審査法の趣旨に沿ったものであるとはいえないものである。故に、本件対象保有個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、法36条1項1号の「適法に取得された

ものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

よって、本件対象保有個人情報、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであり、それ故、行政機関の長が利用停止をしなければならないものである（同項柱書き、法38条）。

(ウ) 本件対象保有個人情報の「提供」という観点からの考察

a はじめに

前記(イ)のとおり、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであり、それ故、行政機関の長は本件対象保有個人情報の利用停止をしなければならないが（同項柱書き、法38条）、このことは、本件対象保有個人情報に関し、視点を変えて考察すればより一層明らかとなる。すなわち、本件対象保有個人情報に関し、行政機関等（年金機構及び社保審査官）の側から見ると個人情報の「取得」ということになり、前記(イ)からここまで述べてきたことは、いふなれば、この「取得」という視点からの考察であるが、他方、その情報の元々の出どころである特定法人Bの側から見ると個人情報の「提供」ということになる。そして、この「提供」という視点から考察すると、行政機関の長が本件対象保有個人情報の利用停止をしなければならないことは、より一層明らかとなる。

b 総論

個人情報に関し、「取得」については、法36条1項柱書き及び同項1号などが規定ないし規制等を行っている。他方、「提供」については、個人情報保護法23条などが規定ないし規制等を行っている。したがって、法と個人情報保護法などの法律で、個人情報の保護及び個人の権利利益の保護、すなわち、個人情報について、取得と提供など取扱いに関する規定ないし規制等を行っているといえる（法1条、個人情報保護法1条など）。このことは、個人情報について一旦違法な提供が行われると、提供に関する規制等だけでは当該個人情報を保護することはできないということからも明らかである。すなわち、個人情報は一旦提供されてしまうと、それが違法な提供であったとしても、個人情報保護法23条など提供元に対する規制等だけでは（つまり、提供された側〔提供先・取得側〕に対する規制

等に基づかない限り），提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の保有，利用及び更なる提供を停止することなどはできないのである。

そこで，個人情報について，元々の提供が違法な場合における提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の取扱いのあり方を考察するに，当該個人情報の「提供」が違法であるということは，換言すれば，当該個人情報を「提供」することは，法的には，あってはならない，ということであるから，提供された側（提供先・取得側）が，当該個人情報を，「取得」ということも，法的には，本来，あってはならないことであり，ひいては，提供された側（提供先・取得側）が，保有，利用又は更なる提供をするということも，法的には，本来，あってはならないことである。すなわち，個人情報について，元々の提供が違法である場合，提供された側（提供先・取得側）が取得，保有，利用又は更なる提供などを行うということは，あってはならないことであり，法の許容しているところであるとは到底考えられないのである。

したがって，個人情報について，元々の提供が違法であったとしても提供された側（提供先・取得側）が取得，保有，利用又は更なる提供等を行うことは許される，などとの前提で，取得，保有，利用若しくは更なる提供等が行われているのであれば，又は，それらが行われることとなるのであれば，そのような個人情報の取扱いが，そもそも不適切なものであることは多言を要せず，法の解釈適用の誤りがあることは明白であるといえる。

すなわち，元々の提供が違法な個人情報は，提供された側（提供先・取得側）が取得，保有，利用又は更なる提供などを行ってはならず，故に，行政機関の長が，当該個人情報の利用停止をしなければならないことは明白である。

c 本件へのあてはめと結論

しかるところ，本件対象保有個人情報は，後記 d のとおり，元々の提供が違法な個人情報である。

よって，本件対象保有個人情報は，保有，利用又は提供（若しくは更なる提供）などは行ってはならず，故に，行政機関の長は両個人情報の利用停止をしなければならない。

d 本件対象保有個人情報は元々の提供が違法な個人情報であることについて

(a) はじめに

個人情報取扱事業者は，例外規定に該当する場合を除いて，



あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（個人情報）を第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条1項）。しかるところ、個人情報取扱事業者である特定法人Bは、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である年金機構に提供している。すなわち、特定法人Bは、本件対象文書を年金機構へ提出することにより審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者提供している（そして、同機構へ提出された本件対象文書は、その後、同機構から社保審査官へ第三者提出されている。したがって、社保審査官が保有する本件対象文書は、元々は特定法人Bから提出されたものである。）。

しかし、上記、特定法人Bから年金機構への提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。したがって、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

なお、これを、同個人データ（個人情報）の提供を受けた行政機関等（年金機構及び社保審査官）の側から言えば、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報ということになる。

#### (b) 総論

個人情報保護法23条1項は、要旨、個人情報取扱事業者は、同項1号から4号までの例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、と規定する。そして、個人情報保護法において、「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するなどした「個人情報データベース」等を構成する「個人情報」のことであり、「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者である（以上につき同法2条）。

また、「第三者」とは、上記の個人情報取扱事業者や本人に該当しない者と解されている（『個人情報保護法の解説』146頁）。

#### (c) 本件へのあてはめ

特定法人Bは、顧客及び従業員の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業の用に供している。故に、特定法人Bは、「個人情報取扱事業者」であるといえる。

また、上記「個人情報データベース等」は、審査請求人をはじめ特定法人Bの従業員の氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の個人情報などから構成されている。故に、審査請求人のそれらの個人情報は「個人データ」といえる。

そして、当該個人データ（個人情報）に関して、個人情報取扱事業者は上記のとおり、特定法人Bであり、また、当該個人データ（個人情報）の本人は審査請求人であって、年金機構（及び社保審査官）は、それらには該当しない。故に、年金機構（及び社保審査官）は、「第三者」に該当する。

したがって、個人情報取扱事業者である特定法人Bは、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ審査請求人の同意を得ないで、個人データすなわち氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の審査請求人の個人情報を第三者である年金機構（及び社保審査官）に提供してはならない。

しかるところ、特定法人Bは、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の勤怠、及び賃金等に関する個人情報などが記載された本件対象文書を年金機構に提出している。つまり、特定法人Bは、本件対象文書に記載された審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である年金機構に提供している（以下「本件第三者提供」という。）。

しかし、本件第三者提供は、次（後記（d））のとおり、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

(d) 本件第三者提供は、例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

i はじめに

個人情報保護法23条1項は、1号から4号まで4種の、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定をおくが、本件第三者提供は、いずれの例外規定にも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

ii 「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

(i) はじめに

本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情

報保護法 23 条 1 項 1 号) には該当しないもの、又は、  
該当しないものとして取り扱うべきものである。

(ii) 「法令に基づく場合」(個人情報保護法 23 条 1 項 1 号)  
に該当しないものであることについて

〈a〉はじめに

厚生年金保険の手続きにおいて、厚年法の定める事業主が(例えば、特定法人 B が)、個人情報保護法における第三者である年金機構に対し、被保険者(例えば、審査請求人)の個人情報を法令に基づき提供することができる場合には、厚年法 27 条及び 100 条 1 項に基づく種々の届け出等の義務及び文書等の提出命令による場合があるが、本件第三者提供は、それらに基づくものではない。したがって、本件第三者提供は、第三者提供の例外規定である個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」には該当しない。

〈b〉本件対象文書が、厚年法 27 条に基づくものではないことについて

厚年法 27 条は、大要、「適用事業所の事業主・・・(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者・・・の資格の取得及び喪失・・・並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。」と規定する。

しかるところ、本件対象文書は、そもそも、被保険者である審査請求人の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項(すなわち、それらに影響を及ぼす事項)を記載したものではない。

したがって、本件対象文書は、同条に基づく届け出とはいえないし、また、同届け出に係る文書等であるともいえない。

よって、本件対象文書の提出による本件対象保有個人情報の年金機構への提供、つまり、本件第三者提供は、厚年法 27 条に関し、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」には該当しない。

〈c〉本件対象文書が、厚年法 100 条 1 項に基づくものではないことについて

厚年法 100 条 1 項は、「厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文

書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と規定する。

しかるところ、本件対象文書の内容は、被保険者である審査請求人の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があるものではない。

したがって、本件対象文書の提出は、同条項に基づくものであるとはいえない。

つまり、本件第三者提供は、厚年法100条1項に関し、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」には該当しない。

#### 〈d〉結論

厚生年金保険の手続きにおいて、厚年法の定める事業主が（例えば、特定法人Bが）、個人情報保護法における第三者である年金機構に対し、被保険者（例えば、審査請求人）の個人情報を提供することができる場合には、厚年法27条及び100条1項に基づく種々の届け出等の義務及び文書等の提出命令による場合があるが、本件対象文書は、当該条項に基づくものとはいえないし、また、それらに関係するものであるともいえない。

よって、本件対象文書の提出による本件対象保有個人情報の年金機構への提供、つまり、本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものである。

#### （iii）「法令に基づく場合」には該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

##### 〈a〉はじめに

個人データ（個人情報）の第三者提供が、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えている場合は、当該第三者提供は、個人情報保護法の趣旨に沿うとはいえないものであるから、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

しかるところ、本件第三者提供は、法令上の義務では

なく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えているものである。

したがって、本件第三者提供は、第三者提供の例外規定である個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

#### 〈b〉総論

〈i〉法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えた個人データ（個人情報）の第三者提供は、個人情報保護法の趣旨に沿うとはいえないものであることについて

個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」については、法令に基づく場合であっても、当該法令において、個人データ（個人情報）を第三者へ提供すること自体が義務となっているわけではないときは、その個人データ（個人情報）の第三者提供は、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲内で行うことが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられている（後記〈ii〉参照）。これを換言すれば、個人データ（個人情報）の第三者提供が、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えている場合、当該第三者提供は、個人情報保護法の趣旨に沿うとはいえないということになる。

このように、個人データ（個人情報）の第三者提供について、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えている場合は、個人情報保護法の趣旨に沿うとはいえない以上、当該第三者提供については、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

〈ii〉参考（「法令に基づく場合」の考え方）

##### ① 文献

文献（『個人情報保護法の解説』147～148頁）は、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」について、「①情報を第三者へ提供す

ることを義務付けられている場合」と「②法令の規定で提供そのものが義務付けされているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合」とがあるものとして説明している。

## ② 厚生労働省

厚生労働省は、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年厚生労働省告示第259号，平成24年厚生労働省告示第357号全部改正，平成27年厚生労働省告示第454号一部改正）において，次のとおりとしている。

### 「1 第三者提供の制限に関する原則（法23条1項関係）

事業者は，あらかじめ本人の同意を得ないで，個人データを第三者に提供してはならない。

### 2 第三者提供の制限に関する例外（法23条1項関係）

次のいずれかに該当する場合は，1の規定にかかわらず，個人データを第三者に提供することができる。

（1）刑事訴訟法の規定に基づく捜査への対応等，法令に基づく場合。なお，当該法令に第三者提供を受ける相手方についての根拠のみがあり，第三者提供をする義務までは課されていない場合には，事業者は，当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。」

## ③ 消費者庁

消費者庁作成の『よくわかる個人情報保護のしくみ（改訂版）』（平成27年8月改訂）21頁の「よくある疑問と回答Q&A集」Q5-10は，次のとおり説明している。

「「法令に基づく場合」（法23条1項1号）には，

（1）他の法令により，情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合

(2) 他の法令に、第三者提供を受ける相手方についての具体的根拠が示されてはいるが、提供すること自体は義務付けられていない場合

の2種類があり、「法令に基づく場合」であればいかなる場合においても個人情報を提供しなければならない、というわけではありません。

(2)の場合、個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられます。」

〈iii〉「法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲」について

厚生年金保険の遡及申請など申請手続における個人データ（個人情報）の第三者提供（事業主から年金機構等への個人データ〔個人情報〕の提供）に関し、「個人データ（個人情報）を提供することが義務付けられていない場合」の「当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲」については（その範囲内にあるか否かについては、）次のとおりである。

すなわち、当該第三者提供が、当該申請の範囲内（例えば、遡及申請の場合は遡及させる期間内）について①事業主の利害等に影響を及ぼす可能性があるといえる場合、又は、②当該申請に対する処分内容が、より適法・適正なものとなることに資する場合は、当該第三者提供は法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるといえ、許されると考えられる。

しかし、そうでない場合（当該申請の範囲外〔例えば、遡及申請の場合は遡及させる期間外〕について上記①又は②の場合、又は、そもそも上記①でも②でもない場合）は、必要性和合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、許されないと考えられる。

その理由は、次のとおりである。

第一に、上記①については、第三者提供をしないこ

とが事業主自身の不利益となる場合にまで当該第三者提供が許されないのであれば、事業主は自身の権利を守ることができないからである。その場合の第三者提供は、止むを得ないものであるから、必要性和合理性を認めることが相当である。この点、個人情報保護法において、基本的に、個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止されているのであり、第三者提供つまり年金機構への提供が許されるとはいつても、あくまで例外なのであるから、事業主の不利益ないし権利のみを考慮することは相当とはいえず、大原則である「個人データ（個人情報）の保護」を常に念頭に置かなければならない。しかし、同保険においては、厚年法82条1項が、被保険者だけでなく事業主も保険料を負担すると規定しているから、当該手続に対する決定処分の結果は、事業主（の保険料）にも影響し、それ故、事業主の不利益となり、ひいては事業主の権利が侵害される場合もあり得るといえる。故に、当該申請手続における個人データ（個人情報）の「第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲」を考察する際に、当該決定処分に因り事業主が被る不利益ないし権利侵害を無視することは、保険料を事業主にも負担させるという厚年法の趣旨に沿うとは言い難い。したがって、当該申請の範囲内について事業主の利害等に影響を及ぼす可能性があるといえる第三者提供については、必要性和合理性が認められる範囲内にあり、許されるものであると解することが相当である。

第二に、上記②については、第三者提供をしないことが事業主自身の不利益にはならないとしても、さらには、第三者提供をすることが事業主自身のたとえ不利益になるとしても、より適法・適正な決定処分を希求することは、遵法精神に適うものであるから、是認されるべき行いであるといえるべきである。

第三に、上記のとおり、第三者提供が、当該申請の範囲外（例えば、遡及申請の場合は遡及させる期間外）について上記①又は②の場合は、必要性和合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、当該第三者提供は許されず行ってはならないが、その理由は、



当該第三者提供は、まず、当該申請にはそもそも必要のないものだからであり、次に、申請を行っていない範囲に対して決定処分が行われることはないことからして合理性も認められないものだからである。

第四に、第三者提供が、そもそも上記①でも②でもない場合については、その他に特段の事由があれば別であるが、要するに、個人情報の第三者提供禁止原則の例外とすべき理由がないからである。それ故、原則どおり、当該第三者提供は、許されず、行ってはならないのである。

〈c〉 本件へのあてはめ

〈i〉 はじめに

本件第三者提供は、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えているものである。したがって、本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

〈ii〉 本件第三者提供は、法令上の義務ではないことについて

本件第三者提供は、法令上の義務ではない。すなわち、本件第三者提供は、特定法人Bが、本件遡及申請のために、本件対象文書の提出により審査請求人の個人情報（本件対象保有個人情報）を年金機構へ提供したものであるが、同文書は、その記載内容も含め、年金機構へ提出することが法令上、義務となっているものではない。

〈iii〉 本件第三者提供は、必要性和合理性の範囲を超えているものであることについて

本件第三者提供は、必要性和合理性の範囲を超えているものである。

なぜなら、本件第三者提供は、本件遡及申請対象期間について、事業主である特定法人Bの利害等に影響を及ぼす可能性があるものではなく、また、本件遡及申請に対する処分内容が、同期間について、より適法・適正なものとなることに資するものでもないからである（前記〈b〉〈iii〉参照）。

すなわち、厚生年金保険料は、標準報酬の金額に応じて増減するものであり、かつ、事業主も負担するものであるところ、本件遡及申請は、審査請求人の厚生年金保険の資格喪失の取消及び本件遡及申請対象期間（（２）ア参照）の標準報酬の訂正を求めるものであるから、同申請に対する決定処分に因り、本来は、本件遡及申請対象期間の標準報酬及び保険料が増額される可能性があり、ひいては、事業主である特定法人Ｂの利害等に影響を及ぼす可能性があるものであるといえる。

しかし、本件第三者提供については、その影響で本件遡及申請対象期間の標準報酬及び保険料が増減するものではなく、ひいては、特定法人Ｂの利害等に影響を及ぼす可能性があるものでもない。すなわち、本件第三者提供は、本件遡及申請のために、本件対象文書の提出により本件対象保有個人情報年金機構に提供したものであるところ、本件対象文書は、前記（２）ウ「本件対象文書の内容について」のとおり、本件遡及申請の決定処分に影響を及ぼす内容ではない（換言すれば、本件第三者提供は、審査請求人の厚生年金保険の資格喪失の取消及び本件遡及申請対象期間の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼすものではない、ということである）。

故に、本件第三者提供の影響で本件遡及申請対象期間の標準報酬ひいては保険料が増減することはない。

したがって、本件第三者提供は、本件遡及申請対象期間について、事業主である特定法人Ｂの利害等に影響を及ぼす可能性があるものではなく、また、本件遡及申請に対する処分内容が、同期間について、より適法・適正なものとなることに資するものでもない。

よって、本件第三者提供は、当該法令の趣旨に照らし必要性と合理性の範囲を超えているものであるという他ない。

#### 〈iv〉 結論

本件第三者提供（本件対象文書の提出による本件対象保有個人情報の年金機構への提供）は、法令上の義務によるものではなく、かつ、当該法令の趣旨に

照らし必要性和合理性の範囲を超えているものである。

よって、本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

(iv) まとめ（「法令に基づく場合」に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについてのまとめ）

本件第三者提供（本件対象文書の提出による本件対象保有個人情報の年金機構への提供）は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

すなわち、まず、厚生年金保険の手続きにおいて、厚年法の定める事業主が、個人情報保護法における第三者に対し、被保険者の個人情報を提供することができる場合には、厚年法27条及び100条1項に基づく種々の届け出等の義務及び文書等の提出命令による場合があるところ、本件第三者提供は、その場合に該当するものではない。したがって、本件第三者提供は、「法令に基づく場合」には該当しないものである。

次に、上記の場合に該当するか否かは別として、個人データ（個人情報）の第三者提供が、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えている場合、当該第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならないところ、本件第三者提供は、法令上の義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えているものである。したがって、本件第三者提供は、「法令に基づく場合」には該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

よって、本件第三者提供は、個人データ（個人情報）の

第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく」場合（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならない。

iii 個人情報保護法23条1項2号に該当しないことについて  
(i) 本論

本件第三者提供は、同項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」にも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

なぜならば、①「本人の同意を得ることが困難である」という状況ではないからである。②「人の生命、身体」に関係するものではないからである。③「財産の保護のために必要がある」場合であったとしても、本件第三者提供が、法の趣旨（その場合を法が第三者提供禁止の例外とした趣旨）に沿ったものであるとはいえないからである。

(ii) 前記(i)の③に関する補足説明

〈a〉はじめに

前記(i)の③に関し、本件第三者提供が、法の趣旨（財産の保護のために必要がある場合を法が第三者提供禁止の例外とした趣旨）に沿ったものであるとはいえず、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法23条1項2号）に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであると言わなければならないが、その理由は以下のとおりである。

〈b〉総論

個人情報保護法が「財産の保護のために必要がある場合」を個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外とした趣旨は、言葉どおり、「財産の保護」のために必要だからである。しかし、基本的に個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止されているのであり、「財産の保護のため必要がある場合」であるとはいっても、あくまで例外なのであるから、「財産の保護」のみに配慮することはできず、個人データ（個人情報）の保護を常に念頭に置かなければならない。したがって、個人データ

(個人情報)の第三者提供が、真に「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない場合は、当該第三者提供は、法の趣旨に沿ったものではないという他なく、故に、真に「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない個人データ(個人情報)の第三者提供は、個人データ(個人情報)の第三者提供禁止の例外規定である「財産の保護のために必要がある場合」に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

〈c〉本件へのあてはめ

本件第三者提供は、真に「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない審査請求人の個人データ(個人情報)の第三者提供であると言わざるを得ない。なぜなら、厚生年金保険において、「財産の保護」に資する可能性があるか否かは、つまるところ、同保険に係る申請等に対する決定処分に影響を及ぼす可能性があるか否かで決せられるものであるが、本件第三者提供は、本件遡及申請に対する決定処分に影響を及ぼす可能性があるとはいえないものだからである。この点、本件第三者提供は、本件対象保有個人情報の提供であるが、本件対象保有個人情報は、前記(2)ウのとおり、本件遡及申請の決定処分に影響を及ぼすものではないから、本件第三者提供は、本件遡及申請の決定処分に影響を及ぼすものではないという他ない。

そして、そもそも、個人情報の第三者提供などが、遡及申請など厚生年金保険に係る申請等に対する決定処分に影響を及ぼさない場合は、結局、当該第三者提供などが、財産に影響を及ぼすことはなく、それ故、「財産の保護」に資する可能性もないのである。

以上のとおり、本件第三者提供は、本件遡及申請の決定処分に影響を及ぼすものではないから、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない審査請求人の個人データ(個人情報)の第三者提供であるという他なく、それ故、法の趣旨に沿ったものではないと言わざるを得ない。

よって、本件第三者提供は、個人データ(個人情報)の第三者提供禁止の例外規定である「財産の保護のために必要がある場合」(個人情報保護法23条1項2号)

に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

iv 個人情報保護法 23 条 1 項 3 号に該当しないことについて  
本件第三者提供が、同項 3 号に該当しないことは、論ずるまでもないことである。

v 個人情報保護法 23 条 1 項 4 号に該当しないこと等について

本件第三者提供（の内容）は、提供されなかったとしても、本件遡及申請に対する決定処分に係る事務の遂行に、そもそも、支障を及ぼすおそれがあるものではない。故に、個人情報保護法 23 条 1 項 4 号には該当しないものである。

(e) 小括

個人情報保護法 23 条 1 項は、個人データ（個人情報）の第三者提供を禁止した上で、同項 1 号から 4 号まで 4 種の例外規定をおく。

しかるところ、本件第三者提供（本件対象文書の提出による本件対象保有個人情報の年金機構への提供）は、いずれの例外規定にも該当しないものである、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法 23 条 1 項に違反した、違法な提供である。

なお、これを、本件第三者提供（つまり、本件対象保有個人情報の提供）を受けた年金機構の側から言えば、同個人情報（つまり、本件対象保有個人情報）は、元々の提供が違法な個人情報ということになる。また、年金機構から同個人情報の提供を受けた社保審査官の側から述べても、同じである。すなわち、元々の提供が違法な個人情報であるということに変わりはない。

e 「提供」という観点からの考察のまとめ

この点、次の後記（エ）にて述べる。

(エ) まとめ（法 36 条 1 項 1 号の「適法に取得されたものでないとき」についてのまとめ）

保有個人情報について、法 36 条 1 項 1 号の「適法に取得されたものでないとき」とは、「『適法に取得されたもの』でないとき」である。ここで、『適法に取得されたもの』については、個人情報の保護という法の精神及び個人の権利利益の保護という法の目的に照らし、「法に基づいて取得されたもの」と解することが相当である。

そして、社会保険審査請求事件において、個人情報「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受付けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等に個人情報が含まれていたために、当該個人情報が取得された場合である。他方、その場合に該当しない場合は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法36条1項1号）に該当する場合ということになり、行政機関の長は、当該個人情報の利用停止をしなければならない（同項柱書き、法38条）のである。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、本件対象文書に審査請求人の個人情報が含まれていたことにより年金機構及び社保審査官に取得されたものであるが、本件対象文書は、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等には該当しないものである。したがって、本件対象保有個人情報は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法36条1項1号）に該当するものということになる。

また、本件対象文書は、その内容が、法の趣旨に沿ったものであるとはいえないものであり、それ故、社保審査法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて、提出等された、意見、報告、回答又は文書等であると、さらに言えばそれらに関する文書であると、真にいえるものではない。

したがって、本件対象保有個人情報は、真に「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものとして取り扱うべきものと言わなければならない。

よって、本件対象保有個人情報は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであり、行政機関の長が利用停止をしなければならないものである（同項柱書き、法38条）と言わなければならない。

そして、このことは、視点を変えて考察すれば、より一層明らかとなる。すなわち、本件対象保有個人情報について、行政機関等（年金機構及び社保審査官）の側から見ると個人情報の「取得」ということになり、ここまで述べてきたのは、いうなれば、この「取得」という視点からの考察である。他方、その情報の元々の出どこ

る（特定法人B）の側から見ると個人情報の「提供」ということになるが、この「提供」という視点から考察すると、行政機関等の長が、本件対象保有個人情報について、利用停止をしなければならないことは、より一層明らかとなる。

そこで、個人情報について、「提供」という視点から考察するに、一般論として、個人情報の「提供」が違法であるということは、換言すれば、当該個人情報を「提供」することは、法的には、あってはならない、ということであるから、提供された側（提供先・取得側）が、当該個人情報を、「取得」ということも、法的には、本来、あってはならないことであり、ひいては、保有、利用又は更なる提供をするということも、法的には、本来、あってはならないことである。つまり、違法な「提供」により「取得」した個人情報に関し、保有、利用又は提供を行うことについては、法の許容しているところであると到底考えられないことなのである。故に、元々の「提供」が違法な個人情報について、利用停止をしなければならないことは明白である。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報である。すなわち、個人情報取扱事業者は、「法令に基づく場合」など例外規定に当たる場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（個人情報）を第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条1項）ところ、本件対象保有個人情報は、個人情報取扱事業者である特定法人Bが、例外規定に当たる場合ではないにもかかわらず、同個人データ（個人情報）の本人である審査請求人の同意を得ずに、第三者である年金機構へ提供したものであり、さらには、年金機構が、第三者である社会保険審査官へ提供したものである。故に、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報について、行政機関等（年金機構及び社保審査官）は、取得、保有、利用又は提供（若しくは更なる提供）などを行ってはならないのであり、ひいては、行政機関等の長は本件対象保有個人情報の利用停止をしなければならないのである。

ウ 法3条2項の規定に違反して保有されていることについて

（ア）はじめに

行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）。そして、本件対象保有個人情報の利用目的は、「本件社保審査請求の審議・決定に必要なため」である。



しかるところ、本件対象保有個人情報、本件社保審査請求の審議・決定に必要な範囲を超えたものである。

したがって、本件対象保有個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものである。

よって、行政機関及びその長は、本件対象保有個人情報を、保有してはならず、ひいては、利用停止をしなければならない。

(イ) 総論（本件対象保有個人情報が本件社保審査請求の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか、いないかの判断基準）

法3条2項は、「行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」と規定するが、この点、反対に、「利用目的の達成に必要な範囲を超えていない個人情報は保有できる」とも解される。そして、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」いるか、いないかについての判断は、本件対象保有個人情報に関しては、「平成14年10月から平成26年8月までの期間（以下「本件社保審査請求対象期間」という。）における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」といえる個人情報であるか、いえない個人情報であるかが基準になるといえる。

なぜなら、本件対象保有個人情報の利用目的が、大要、「本件社保審査請求の審議・決定に必要なため」であるといえるところ、本件社保審査請求が、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定」を求めるものだからである。

すなわち、本件社保審査請求は、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定」という請求内容について審議・決定されるものであるから、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」とはいえない個人情報は、同審査請求の審議・決定という利用目的の達成には必要のないもの、つまり、利用目的の達成に必要な範囲を超えているものということになる。故に、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可詣性がある」とはいえない個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えているものということになる。そして、行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）のであるから、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」とはいえない

個人情報とは、保有してはならない、ということになる。

反対に、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」といえる個人情報は、同審査請求の審議・決定という利用目的の達成に必要な範囲を超えていないものということになる。故に、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」といえる個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えていないもの、ということになる。そして、上記のとおり、「利用目的の達成に必要な範囲を超えていない個人情報は保有できる」と解されるのであるから、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」といえる個人情報は、保有できる、ということになる。

このように、本件対象保有個人情報について、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」いるか、いないかの判断は、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」といえる個人情報であるか、いえない個人情報であるかが基準ということになる。そして、行政機関及びその長は、本件対象保有個人情報について、それがいえる個人情報である場合は、保有できるが、他方、それがいえない個人情報である場合は、保有してはならず、ひいては、利用停止をしなければならない。

なお、本件対象保有個人情報の利用目的について、関東信越厚生局は、「審査請求人から審査請求の申請があったため」（関東信越厚生局平成28年4月8日付け関厚発0408第93号）とし、近畿厚生局は「審査請求の審議・決定に必要なため」（近畿厚生局平成28年3月17日付け近厚発0317第37号）としている。この点、同旨であると解され、本理由書においては、「本件社保審査請求の審議・決定に必要なため」とした。

(ウ) 本件へのあてはめ

前記(2)ウ「本件対象文書の内容について」のとおり、本件対象文書に記載された内容は、本件社保審査請求の審理(審議・決定)に影響を及ぼす内容ではない。すなわち、本件対象文書に記載された審査請求人の個人情報(つまり、本件対象保有個人情報)は、「本件社保審査請求対象期間における審査請求人の厚生年金保険の標準報酬についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある」とはいえない個人情報である。

(エ) 結論

よって、行政機関及びその長は、本件対象保有個人情報保有してはならず、ひいては、利用停止をしなければならない。

エ 法 8 条 1 項 及 び 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て い る こ と に つ い て  
(ア) 法 3 6 条 1 項 1 号 の 「 利 用 さ れ て い る と き 」 に つ い て

法 3 6 条 1 項 1 号 の 法 文 か ら す れ ば 、 当 該 保 有 個 人 情 報 が 「 利 用 さ れ て い る 」 こ と が 条 件 と な っ て い る 。 こ の 点 、 当 該 保 有 個 人 情 報 に つ い て 、 利 用 さ れ て い な い こ と が 明 ら か で あ る 場 合 は 別 で あ る が 、 利 用 さ れ て い な い こ と が 明 ら か で あ る と い え な い 場 合 は 、 利 用 さ れ て い る も の と 推 認 し て 、 同 号 の 該 当 性 を 判 断 す べ き で あ る 。 す な わ ち 、 「 法 8 条 1 項 及 び 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 」 い る か 否 か を 判 断 す べ き で あ る 。

なぜなら、利用されていると推認し、判断したとしても、なんら問題は生じないが、他方、利用されていないと推認し、判断すると、個人情報の保護という法の精神及び個人の権利利益の保護という同法の目的からは、問題とせざるを得ない事態が生じる可能性があるからである。すなわち、実際は利用されていない場合に、利用されていると推認し、利用停止を決定したとしても、利用されていない状態つまり利用停止と同様の状態に対して重ねて利用停止をするというだけのことであり、結局、何の影響も及ぼさないので、問題となることはない。他方、実際は利用されているにもかかわらず、利用されていないと推認して、利用停止を行わなかった場合は、本来、利用停止により保護されるべき個人情報ないし個人の権利利益が、保護されないこととなり、問題が生じる可能性があるからである。

また、そもそも、行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法 3 条 2 項）のであるから、個人情報を保有しているのは、利用しているからである（個人情報が保有されているのは、利用されているからである）と考えることが自然であり、それ故、利用されていると優に推認されるからである。

(イ) 本件へのあてはめ

しかるところ、本件対象保有個人情報は、利用されていないことが明らかであるとはいえない。

したがって、本件対象保有個人情報について、法 3 6 条 1 項 1 号 の 「 利 用 さ れ て い る と き 」 に 該 当 す る も の と し て 、 同 号 の 該 当 性 の 判 断 、 す な わ ち 、 「 法 8 条 1 項 及 び 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 」 い る か 否 か を 判 断 す べ き で あ る 。

オ 法 8 条 1 項 及 び 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 提 供 さ れ て い る こ と に つ い て

(ア) 法36条1項2号の「提供されているとき」について

法36条1項2号の「提供されているとき」については、確かに、法文からすると、当該保有個人情報、提供されたという事実があった後でなければ、当該保有個人情報の提供の停止は求められないとも解される。

しかし、当該の保有個人情報が提供されたという事実があったときに限らず、同種の資料が、通常は「提供されているとき」、及び、「提供される可能性があるとき」も、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

なぜなら、そうしなければ、個人情報の保護という法の精神及び個人の権利利益の保護という同法の目的は達成できないからである。すなわち、聞くところによると、社会保険審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合は、通常、社保審査官が保有している資料は、個人情報に記載されているものも含め、利用されているか否かにかかわらず、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されることになるそうである。さらに、行政訴訟となれば、当該決定に係る文書等が、証拠書類として提出される（これも、法の「提供」に該当する行為である。）可能性は否定できないとのことである。そして、再審査請求の審理及び行政訴訟は基本的に公開である。また、利用停止請求に関し、場合によっては、消去までは認められず、利用の停止のみ認められる場合もあり得るのである（『行個法の解説』166頁）。加えて、保有個人情報の本人には全く分からないところで、当該個人情報が、提供され利用される可能性もあるのである（法8条2項3号及び4号）。この点、確かに、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは許されていない。しかし、そうであるとしても、そもそも、本人の予期せぬところで、又は、知らぬところで、さらには、意に反して、個人情報を提供される可能性のあること自体が、当該個人情報の本人にとって精神的苦痛であり、すなわち、権利利益の不当な侵害である（この点、十分に認識されるべきであるというべきである）。また、上記のとおり、法的には許されていないとしても、現実には、提供を受け保有する行政機関等が増えれば増えるほど、情報漏えい等の危険性が高まるのであり、昨今、そのような漏えいは枚挙にいとまがないのである。

法36条1項2号の提供の停止について、当該保有個人情報が実際に提供された後でなければ請求できないと解釈されるのであれば、

消去が認められない限り、当該保有個人情報の本人にとっては、提供の度ごとに、利用の停止、消去及び提供の停止を請求しなければならないこととなるから、少なからぬ負担（これも権利利益の侵害である。）となり、また、完全な提供の停止とはならないから（この点、一旦提供された後に、提供の停止を請求することになるからである。）、論理的帰結として、結局、個人情報の保護という法の精神及び個人の権利利益の保護という同法の目的は、法制度上、最初から達成できないのであり、法自体に欠陥があると言わざるを得ない。

したがって、同種の資料が、通常は「提供されているとき」、及び、「提供される可能性があるとき」も、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

#### （イ）本件へのあてはめ

前記（ア）のとおり、社会保険審査請求に関し、再審査請求が行われた場合、社保審査官が保有している資料は、個人情報に記載されているものも含め、通常は、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されている。また、行政訴訟となれば、当該決定に係る文書等が、証拠書類として提出（提供）される可能性がある。加えて、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人の予期せぬところで、又は、知らぬところで、さらには、意に反して、本件対象保有個人情報が、提供され利用される可能性がある（法8条2項3号及び4号）。

しかるところ、本件対象文書、すなわち、本件対象文書に記載された本件対象保有個人情報は、社保審査官が保有する資料である。

したがって、本件対象文書、すなわち、本件対象文書に記載された本件対象保有個人情報は、通常は提供されているものであり、また、提供される可能性があるものである。

よって、本件対象保有個人情報について、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

#### カ 結論

本件対象保有個人情報は、法36条1項1号及び同項2号の規定に該当しているといえる。

なぜなら、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②法3条2項

の規定に違反して保有されており，③法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して利用及び提供されているからである。また，本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって，審査請求人は，本件対象保有個人情報の利用の停止，消去及び提供の停止を請求することができる。

そして，本件利用停止請求は，行政機関の長の保有個人情報の利用停止義務を規定する法 3 8 条の本文に該当するが，ただし書には該当しない。

よって，本件対象保有個人情報は，利用の停止，消去及び提供の停止が行われなければならない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は，平成 2 8 年 6 月 2 1 日付けで，近畿厚生局長（処分庁）に対して，法 3 7 条 1 項の規定に基づき，平成 2 8 年 3 月 1 7 日付け，近厚発 0 3 1 7 第 3 7 号による開示決定に基づき開示された文書のうち本件対象保有個人情報の利用停止請求を行った。

イ これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日付け（同月 1 7 日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法 3 9 条 2 項の規定に基づき利用不停止とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

##### (3) 理由

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 2 8 年法律第 2 0 6 号。以下「官会法」という。）9 条 1 項により，審査官は，審査請求を受理したときは，政令の定めるところにより，同項に規定する原処分（以下「保険者処分」という。）をした保険者（日本年金機構）及びその利害関係人に通知しなければならないとされ，また，同条 2 項により，前項の通知を受けた者は，審査官に対し，事件につき意見を述べることができると定め，官会法 1 1 条 1 項 2 号は，審査官は審理を行うため必要があるときは，保険者処分をした保険者に職権で，審理のために必要な文書等の提出を命じることができる旨定めている。

近畿厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）は，審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり，保険者処分をした保険者である日本年金機構に対し，官会法 9 条 1 項の規定により，審査請求があった旨及び同条 2 項の規定により事件に関する意見を提出できる旨を通知し，官会法 1 1 条 1 項 2 号の規定に基づき保険者処分に関する関係資料

の提出を求めた。これに対して、日本年金機構は、審査請求人の厚生年金保険に係る審査請求の保険者処分の根拠資料として「解雇争議事案の地位回復における資格喪失取消他手続きについて」と題して起案した内容の添付書面として本件文書を提出したものであり、当該文書が本件対象保有個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。

以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

(4) 結論

原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成29年1月16日付け厚生労働省発保0116第2号により諮問した平成29年(行個)諮問第9号において、諮問庁がなお原処分を維持すべきとして説明した、「3 理由」については、下記のとおり、修正(追記)する。

修正後	修正前
<p>3 理由</p> <p>社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号。以下「官会法」という。)9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、同項に規定する原処分(以下「保険者処分」という。)をした保険者(日本年金機構)及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができると定めている。</p> <p>近畿厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)は、審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり、保険者処分をした保</p>	<p>3 理由</p> <p>社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号。以下「官会法」という。)9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、同項に規定する原処分(以下「保険者処分」という。)をした保険者(日本年金機構)及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができると定め、官会法11条1項2号は、審査官は審理を行うため必要があるときは、保険者処分をした保険者に職権で、審理のために必要な文書等の提出を命じることができ</p>

険者である日本年金機構に対し、官会法9条1項の規定により、審査請求があった旨及び同条2項の規定により事件に関する意見を提出できる旨を通知した。これに対して、日本年金機構は、審査請求人の厚生年金保険に係る審査請求の保険者処分の根拠資料として「解雇争議事案の地位回復における資格喪失取消他手続きについて」と題して起案した内容の添付書面として「特定年月日付け特定事業所人事部長名で作成された審査請求人あて文書」を提出したものであり、当該文書が本件対象保有個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。

以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

る旨定めている。

近畿厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）は、審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり、保険者処分をした保険者である日本年金機構に対し、官会法9条1項の規定により、審査請求があった旨及び同条2項の規定により事件に関する意見を提出できる旨を通知し、官会法11条1項2号の規定に基づき保険者処分に関する関係資料の提出を求めた。これに対して、日本年金機構は、審査請求人の厚生年金保険に係る審査請求の保険者処分の根拠資料として「解雇争議事案の地位回復における資格喪失取消他手続きについて」と題して起案した内容の添付書面として本件文書を提出したものであり、当該文書が本件対象保有個人情報である。

したがって、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。

以上より、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月22日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ④ 同年9月14日 審議



⑤ 同月 28 日

審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が審査請求人に別途開示決定した「平成 28 年特定月日付特定文書番号における開示の決定に基づき開示した保有個人情報のうち、平成 26 年特定月日 A 付、特定法人 B の人事部長名で作成され、本人あて連絡された「貴殿の平成 26 年特定月日 C 付書簡ならびに平成 26 年特定月日 D 付書簡に対するご回答等について、次のとおりご連絡致します。」から始まる文書。」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

### 2 利用停止請求について

法 36 条 1 項 1 号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法 3 条 2 項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法 8 条 1 項及び 2 項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができ、法 36 条 1 項 2 号は、法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法 38 条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

### 3 諮問庁の説明について

諮問庁は、原処分が妥当であるとする理由について、上記第 3 の 2（補充理由説明書）のとおり説明し、本件対象保有個人情報は適法に取得され、また、近畿厚生局社会保険審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法 36 条 1 項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないとする。

### 4 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

#### (1) 適法な取得（法 36 条 1 項 1 号）との関係

ア 法 36 条 1 項 1 号は「当該保有個人情報を保有する行政機関により

適法に取得されたものでないとき」として、適法に取得されていないときは当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができると規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、本件文書は、官会法9条2項に基づいて、又は、同法11条に基づく処分を受けて提出等された、意見、報告、回答又は文書等に該当するものではない。故に、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものとはいえず、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するなど主張する。

ウ 当審査会において確認したところ、以下のとおりであった。

(ア) 本件文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

審査請求人は、日本年金機構が保険者として行った審査請求人の厚生年金保険の標準報酬月額等決定の処分を不服として、近畿厚生局社会保険審査官に審査請求を行った。これに対し、日本年金機構は、官会法9条2項に基づき近畿厚生局社会保険審査官に提出した意見書において、保険者処分について、審査請求人と特定法人Bとの間の判決書で算出された金額に基づき、標準報酬月額等を決定した旨を主張している。また、日本年金機構は、同意見書の添付資料として標準報酬月額等を決定した際の起案文書を、同審査官に提出したものであるが、本件文書は、同起案文書の添付資料であった。

(イ) 当審査会において、諮問庁から上記(ア)の日本年金機構からの意見書の提示を受け、確認したところ、上記(ア)の諮問庁の説明のとおり、保険者処分について判決書で算出された金額に基づき、標準報酬月額等を決定した旨が記載されていることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から、(i) 近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構に対する官会法9条1項に基づく通知及び(ii) これに応じて日本年金機構から同審査官への同条2項に基づく意見書の送付状の提示を受け、確認したところ、(i) の通知には、意見書及び証拠資料の提出を依頼する旨が記載されており、(ii) の送付状には、意見書及び関係資料を送付する旨が記載されており、これについて、諮問庁では、意見書に加えて関係資料として上記(ア)の起案文書を提出する趣旨であると説明する。

さらに、当審査会において、諮問庁から、同起案文書の提示を受け、確認したところ、同起案文書には、本件文書が添付されていることが認められた。

したがって、本件文書は、官会法9条1項の通知を受けた日本年金機構が、同条2項の規定に基づき近畿厚生局社会保険審査官に提

出した意見書とともに、同審査官に提出されたものであると認められる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)から、上記3の、本件文書は近畿厚生局社会保険審査官において適法に取得されたものである旨の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報、法36条1項1号に規定する適法に取得されたものではないとは認められない。

(2) 保有の制限等(法3条2項)との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、審査請求人が近畿厚生局社会保険審査官に行った審査請求(以下「社会保険審査請求」という。)の内容は、日本年金機構による審査請求人の厚生年金保険の標準報酬月額等の決定についての取消し、訂正等を求めるものであり、本件対象保有個人情報は、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるから、社会保険審査請求の審議・決定に必要な範囲を超えており、利用目的の達成に必要な範囲を超えている旨主張する。

ウ 上記(1)ウ(ウ)のとおり、本件文書は近畿厚生局社会保険審査官において適法に取得されたものであり、同審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであるとする諮問庁の上記3の説明は首肯でき、同審査官において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。(各号略)」としている。

イ 審査請求人は、審査請求書の中で、保有個人情報が提供されたという事実があったときに限らず、「提供されているとき」、及び、「提供される可能性があるとき」も、法36条1項2号の該当性、すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである等と主張する。

ウ 上記(1)ウ(ウ)及び(2)ウのとおり、本件文書は、官会法の規定に基づいて、近畿厚生局社会保険審査官が適法に取得したものであり、社会保険審査請求の審理に利用する目的で保有していることは明らかである。

また、審査請求人は、審査請求書において、上記イのような主張をするのみで、目的外利用及び提供についての具体的な根拠を示していないことから、審査請求人の主張は採用できず、法8条1項及び2項の規定に違反して提供した事実はないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、それを覆す事情も認められない。

したがって、近畿厚生局社会保険審査官において、本件対象保有個人情報について、法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子